

# ○飯塚市高額介護サービス費等資金貸付要綱

平成23年3月9日

飯塚市告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険の被保険者の介護サービスの利用を確保し、保健福祉の増進を図るため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)並びに法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第45条に規定する居宅介護住宅改修費、法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費(以下「居宅介護住宅改修費等」という。)の資金を貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等資金(以下「高額介護サービス費等資金」という。)の貸付けを受けることができる者は、次に該当するものとする。

- (1) 高額介護サービス費等又は居宅介護住宅改修費等の支給を受ける飯塚市介護保険の被保険者であること。
- (2) 介護保険料を滞納していない者(介護保険料の滞納者で、分納の誓約をし、誓約に基づいて確実に履行しているものを含む。)
- (3) 償還を確実に見込めると市長が認める者

(貸付金額)

第3条 高額介護サービス費等資金の貸付金額は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下この条において「施行令」という。)の規定に基づき算定された高額介護サービス費等の額又は施行令の規定に基づき算定された居宅介護住宅改修費等の支給を受ける額の10分の9(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)以内の額とし、20万円を限度とする。

(貸付金利)

第4条 高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等の貸付金利は、無利子とする。

(貸付申込)

第5条 高額介護サービス費等資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高額介護サービス費等資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類のいずれ

れかを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 高額介護サービス費等に係る利用者負担額の請求書又は領収書(介護保険対象分のわかるもの)

(2) 居宅介護住宅改修費等の事前承認願書

(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、高額介護サービス費等資金の貸付けの可否を決定し、高額介護サービス費等資金貸付決定(不承認)通知書を申請者に交付するものとする。

2 居宅介護住宅改修費等の資金の貸付け等において、前項の内容を審査するために市長が必要と認めた場合は、しゅん工写真等を添付させ、また、必要に応じ実地調査を行うものとする。

(借用証書の提出)

第7条 高額介護サービス費等資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、高額介護サービス費等資金借用証書及び貸付資金請求書(以下「借用証書等」という。)を市長に提出しなければならない。

(貸付資金の交付)

第8条 市長は、前条の借用証書等を受理したときは、申請者に対し貸付決定額を交付するものとする。

(償還方法等)

第9条 市長は、高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等の支給時に高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等の資金貸付金と相殺する。なお、貸付金額を超えるときは、その差額を借受人に支給するものとする。

2 高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等の額が貸付金の額に満たないときは、支給すべき高額介護サービス費等及び居宅介護住宅改修費等の額の限度において、これを貸付金と相殺し、貸付金の残額については、市長が指定する日までに償還させるものとする。

(繰上償還)

第10条 高額介護サービス費等資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、高額介護サービス費等資金の貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(即時償還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為によって高額介護サービス費等資金の貸付けを受けた者がいるときは、当該貸付金の全部を直ちに償還させるものとする。

この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から償還の日までの日数に応じて、

当該貸付金額につき年14.6パーセントの割合で計算した違約金を当該貸付金に加算する。ただし、違約金の額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。  
(届出の義務)

第12条 高額介護サービス費等資金の貸付けを受けた者(その者が死亡したときは、その相続人)は、高額介護サービス費等資金借用証書の記載事項等に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともにその指示を受けなければならない。

(様式)

第13条 高額介護サービス費等資金の貸付けの事務に用いる書類の様式は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。